

最低制限価格等算定におけるスクラップ控除の取り扱いについて

設計書の工事費内訳書にスクラップ控除が記載されている場合は、算出基準に基づいた計算をした合計額（税抜）からスクラップ控除を引いた額を最低制限価格とします。

なお、低入札価格調査基準価格及び低入札失格基準価格の算出基準についても同様といたします。

《最低制限価格算定》

	直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
+	共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
+	現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
+	一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額
-	スクラップ控除

最低制限価格

【実施時期】 令和2年4月1日に公告する案件から適用します。

問い合わせ先

印西市企画財政部財政課契約検査係

0476-33-4403（直通）